

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンのお取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接のお取引先様を通じてその先のお取引先様に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、お取引先様との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お取引先様のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

また、当社は、チームマーチャンドライジング活動等を通じて、業界や業態の垣根を超えたイノベティブな取組みを進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、お取引先様とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

商品の包材等の製造・供給において金型を必要とする取引がある場合は、不要な型の廃棄を促進するとともに、型の保管について下請事業者の損失にならないよう十分に配慮します。

③手形などの支払条件

約束手形による支払いは行わず、下請代金は現金で支払います。

④知的財産・ノウハウ

取引上知り得た下請事業者の知的財産権やノウハウについては、下請事業者の損失につながらないように十分に配慮します。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

お取引先様も働き方改革に対応できるよう、一方的な短納期発注や急な仕様変更などの不当な取引条件の変更の要請を行いません。災害時等においては、お取引先様に一方的な負担を押し付けないように、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ①お取引先様と透明性の高い公正で健全な関係を築き上げ、相互の繁栄のために取引を行います。
- ②お取引先様とのパートナーシップを通じて持続可能なサプライチェーン構築を目指し、お取引先様と共に社会・環境に配慮した商品の提供に取り組みます。
- ③お取引先様の法令遵守をはじめとして人権や環境への配慮などに関心をもち、お取引先様と連携して社会的責任を果たします。
- ④取引条件を明確に提示し、必要な商品・資材などを適切な品質・価格および納期で取引し、相互に利益のある取引関係を築きます。
- ⑤独占禁止法などの関係法令を遵守し、取引上の立場を利用して不当に不利益を強いるなどの「不公正な取引」に該当する行為を行いません。また、商品発注は勿論のこと、リベート、割戻し金、報奨金等の内容やPB商品の開発、生産、調達などに関する双方の約束事は、すべて文書により取り交わします。
- ⑥適正な価格転嫁を実現するために、お取引先様から価格転嫁の要請があった場合は協議に応じ、要請を理由に取引上の不利益な取り扱いはしません。また、発注先となるお取引先様には当社からも定期的に価格転嫁の協議を呼びかけ、提案します。
- ⑦お取引先様アンケートやお取引先専用ヘルプライン等に寄せられるお取引先様のご意見を真摯に受け止め、改善に取り組みます。

2024年3月28日

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役 永松 文彦

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。